

令和3年度事業計画書

JIS登録認証機関協議会

1. 活動方針

令和3年度は、JIS登録認証機関協議会の本来の活動である認証機関相互の情報交換の促進、適正な認証活動を行うための共同活動の実施という設立趣意に基づいた活動を前年度に引き続き展開するものとする。

JISマーク表示制度に係る関係者から提示のあった課題・要望・苦情等について、幹事会及び技術検討委員会等で実行性のある審議を行い、制度の信頼性向上を目指す。また、JISマーク表示制度の普及活動については、講師派遣事業やJIS原案作成委員会への委員派遣を普及事業の中核と位置付け、引き続き取り組むこととするとともに、認証事業者及び登録認証機関双方におけるIoT技術の活用方法についても検討を進める。

2. 事業計画

2. 1 会員間の情報交換の推進

- ・幹事会において各会員の課題や認証取得事業者等からの要望・苦情等を共有化し、課題解決に向けた検討を行い、共通認識の醸成を図る。
- ・幹事会にて共通認識されルール化又は一定の方向性（方針）を得た課題については、会員連絡会等の場で会員各機関に周知するとともに、公表可能なものについてはJISCBAのホームページを活用して積極的な発信を行う。
- ・JISCBAが管理する資料の検索用データベース構築の検討を始める。

2. 2 主務官庁からの要請・意見照会に対する回答、主務官庁への提案・要望等提出

- ・被認証者の表示に関して、記号表示状況等の情報交換を継続する。
- ・定期の認証維持審査の実施期限等について検討する。
- ・令和2年度に制改訂した文書や、新たに制定したガイドラインの周知等、活動内容を全会員に周知する。
- ・その他、必要に応じて適宜対応する。

2. 3 業界等からの要望や苦情・依頼事項に対する検討

- ・共有化すべき要望等については、共通課題として検討し、その結果を業界等へ回答するとともに、必要に応じて、解釈集として公表する。

2. 4 制度及びJISマーク表示品の信頼性の維持・向上のための共通課題への対応

- ・JIS品質管理責任者養成の講習会基準を満たす「講習会」が開催されていない国・地域に所在する海外被認証者のJIS品質管理責任者に対する評価について、現状の課題の有無を検討し、必要な事項を共通認識として確認する。
- ・表示の不適合に対して登録認証機関が執る措置について検討し、ガイドラインとして取りまとめる。

- ・その他、必要性が確認された課題について対応する。
2. 5 講師派遣事業
日本規格協会主催の JIS マーク表示制度に関するセミナーや審査員向け研修会等へ、JISCBAから講師を派遣する。
2. 6 JISマーク制度の普及促進事業
- ・上記2. 5の講師派遣事業に基づき講師を派遣する。
 - ・次項2. 7のJIS原案作成委員会へ委員派遣する。
 - ・その他、関係者から要望等があった場合に、必要に応じて取組みを検討する。
2. 7 技術検討委員会
前年度からの継続業務を含み、分野毎WGを機能させて、下記に取り組む。
- (1) JIS原案作成委員会への委員派遣窓口業務
原案作成委員会への派遣委員を最終決定し、委員会において、“横断的提案”に基づいた認証機関としての働きかけや経過的措置期間に係る提案を行い、その結果の評価を行う。
- (2) 規格改正に伴う臨時の認証維持審査の内容に係る事前検討
規格の改正内容が重大で、臨時の認証維持審査において機関間で差異が出るのを避ける必要があると判断される場合、認証維持審査の内容について事前検討し、整合性を図る。
- (3) JISCBA認証指針の改訂作業
必要に応じ公表している認証指針について該当規格の改正にリンクした改訂作業を実施する。
- (4) 技術事項に係る解釈や業界対応
- (5) その他幹事会よりの諮問事項

3. 令和3年度実行計画

委員会名	回数	頻度
総会	1回	1回/年
幹事会	6回	1回/2ヶ月
会員連絡会	1回	1回/年
技術検討委員会	3回	1回/4ヶ月 *WGは必要に応じて開催

以上